|  |  |
| --- | --- |
| 運営規程（例） | 作成に当たっての留意事項 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく○○○運営規程（特定相談支援事業・障害児相談支援事業）　（事業の目的）第１条　＊＊＊が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する特定相談支援事業及び障害児相談支援事業（以下「特定相談支援事業等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、特定相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、障害福祉サービスを利用する障害者並びに障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な基本相談支援及び指定計画相談支援並びに指定障害児相談支援（以下「指定計画相談支援等」という。）を提供することを目的とする。　（運営の方針）第２条　事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って事業を行う。２　事業の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行う。３　事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。４　事業の実施に当たっては、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。５　事業の実施に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業を行う者、指定居宅介護支援事業者(介護保険法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。)、指定介護予防支援事業者(介護保険法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。)その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。６　事業の実施に当たっては、自らその提供する指定計画相談支援等の評価を行い、常にその改善を図る。７　事業の実施に当たっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。８　指定計画相談支援等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努める。９　事業の実施に当たっては、前８項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施する。　（職員の職種、員数及び職務の内容）第３条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。(1) 管理者　１名管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し、法令等において規定されている特定相談支援事業等の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。(2) 相談支援専門員　○名以上相談支援専門員は、利用者の日常生活全般に関する相談、サービス等利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行い、適切な障害福祉サービスの利用が行われるようにする。(3) 事務職員　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）（事務職員がいる場合）必要な事務を行う。　（事業所の名称等）第４条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。(1) 名称　○○○(2) 所在地　千葉県市川市△△×丁目×番×号　＊＊ビル×号　（営業日及び営業時間）第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。(1) 営業日　○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、１２月２９日から１月３日までを除く。(2) 営業時間　午前○時から午後○時までとする。(3) サービス提供日　○曜日から○曜日までとする。(4) サービス提供時間　午前○時から午後○時までとする。　（指定計画相談支援等の提供方法及び内容）第６条　事業所で行う指定計画相談支援等の内容は、次のとおりとする。(1) 日常生活全般に関する相談(2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供(3) サービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）の作成及び評価(4) 訪問による継続的なモニタリング(5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜(1)から(4)に附帯するその他必要な相談支援、助言等。　（計画作成対象障害者等から受領する費用及びその額）第７条　事業所は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援等を提供した際は、計画作成対象障害者等から、厚生労働省が定める費用の額の支払を受ける。２　計画作成対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援等を行う場合には、それに要した交通費の支払を計画作成対象障害者等から受けることができる。３　第９条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を計画作成対象障害者等から徴収する。なお、この場合、事業所の自動車を使用したときは、次の額を徴収する。（１）事業所から片道○○キロメートル未満　○○円（２）事業所から片道○○キロメートル以上　○○円４　第１項から第３項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った計画作成対象障害者等に対し交付する。５　第２項及び第３項の交通費については、あらかじめ、計画作成対象障害者等に対し、その額について説明を行い、計画作成対象障害者等の同意を得る。　（利用者負担額等に係る管理）第８条　事業所は、指定計画相談支援等を提供している計画作成対象障害者等が当該指定計画相談支援等と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第２９条第３項第２号に掲げる額（又は児童福祉法第２１条の５の３第２項第２号に掲げる額）の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定する。この場合において、当該事業所は、利用者負担額合計額を市川市に報告するとともに、当該計画作成対象障害者等及び当該計画作成対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知する。　（通常の事業の実施地域）第９条　通常の事業の実施地域は、市川市の全域とする。　（指定計画相談支援等を提供する主たる対象者）第１０条　事業所において指定計画相談支援等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。(1) 身体障害者(2) 知的障害者(3) 精神障害者(4) 障害児(5) 難病等対象者　（虐待の防止）第１１条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。(1) 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。(2) 当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。(3) 前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。　（苦情解決）第１２条　事業所は、その提供した指定計画相談支援等又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。２　事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。３　事業所は、その提供した指定計画相談支援等に関し、法第１０条第１項又は児童福祉法第２４条の３４第１項の規定により市川市が行う報告若しくは文書その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して市川市が行う調査に協力するとともに、市川市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。４　事業所は、その提供した指定計画相談支援等に関し、法第１１条第２項又は児童福祉法第５７条の３の３第３項の規定により千葉県知事が行う報告若しくは指定計画相談支援等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して千葉県知事が行う調査に協力するとともに、千葉県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。５　事業所は、その提供した指定計画相談支援等に関し、法第５１条の２７第２項及び児童福祉法第５７の３の２第１項の規定により市川市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して市川市長が行う調査に協力するとともに、市川市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。６　事業所は、千葉県知事、市川市又は市川市長から求めがあった場合には、前３項の改善の内容を千葉県知事、市川市又は市川市長に報告する。７　事業所は、社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。　（事故発生時の対応）第１３条　事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供により事故が発生した場合は、千葉県、市川市、当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。２　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。３　事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。　（地域生活支援拠点等としての機能）第１４条　事業所は、市川市より位置付けられた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等として、次の機能を担う。(1) 相談機能基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所とともに地域定着支援を活用して、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能(2) 緊急時の受入れ・対応機能常時の緊急受入体制等を確保し、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能(3) 緊急時の対応機能介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時に対応を行う機能(4) 体験の機会・場の提供機能地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能(5) 専門的人材の確保・養成機能医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能(6) 地域の体制づくり機能基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所等を活用して、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能　（その他運営に関する重要事項）第１５条　事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設け、また、業務の執行体制についても検証、整備する。(1) 採用時研修　採用後○カ月以内(2) 継続研修　年○回２　職員は、その業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を保持する。３　職員であった者に、業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。４　事業所は、他の指定特定相談支援事業者や障害福祉サービス事業者その他の関係機関に対して利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により利用者等及びその家族の同意を得る。５　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。６　事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援等を提供した日から５年間保存する。７　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、＊＊＊と事業所の管理者との協議に基づいて定める。附　則１　この規程は、○○年○○月○○日から施行する。 | この例は、特定相談支援事業と障害児相談支援事業の両方を行う場合のものです。行う事業の種類によって、適宜、内容を修正してください。「○○○」は、事業所の正式名称を記載してください。「＊＊＊」は、開設者（法人名）を、「○○○」は事業所の正式名称を記載してください。「特定相談支援事業及び障害児相談支援事業（以下「特定相談支援事業等」という。）」については、行う事業に応じて変更してください。※ 基準省令第2条参照※ 基準省令第３、４、１８条参照「○○○」は、事業所の正式名称を記載してください。所在地は、住居表示、ビル名等を正確に記載してください。「営業日」、「営業時間」は、利用者からの相談や利用受付等が可能な日及び時間を、「サービス提供日」、「サービス提供時間」は、利用者に対する指定計画相談支援等のサービス提供が可能な日及び時間をそれぞれ記載してください。日曜日、祝日、年末年始等にかかわらず営業又はサービス提供を行う場合は「年中無休」、日曜日、祝日、年末年始等、特定の日を除き営業又はサービス提供を行う場合は、「日曜、祝日及び○月○日から○月○日を除く毎日」等と記載してください。※ 基準省令第１５条から抜粋。「サービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）」については、行う事業に応じて変更してください。※ 基準省令第１３条参照通常の事業の実施地域については、原則市区町村単位で記載します。なお、市区町村内の一部地域のみを対象とする場合は「○○市○○町」など客観的に区域が分かるような記載をしてください。主たる対象とする障害の種類を定めない場合は、本条は不要です。一部の障害児（者）を対象としない場合、対象者を限定する意味で記載します。基準省令第２８条の２参照。※ 基準省令第２７条参照※ 基準条例第２８条参照第14条については、事業所が地域生活支援拠点等としての機能を担う場合に、(1)から(6)のうち担う機能について規定してください。担わない場合は、この規定は書かずに、第15条を第14条に変更して規定してください。なお、(2)と(3)については、両方を記載することはありません(どちらかのみの記載になります)。また、左記の下線部については、令和6年4月1日以降に運営規程を作成又は変更する際には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等として」としてください。※ 基準省令第２４条参照※ 基準省令第３０条参照「＊＊＊」は開設者（法人名）を記載してください。 |